

ANA ウイングス株式会社

代表取締役社長

泉 弘毅 殿

国土交通省航空局長

蝦名 邦晴

### 航空輸送の安全の確保に関する業務改善勧告

平成 31 年 1 月 3 日、ANA501 便（大阪国際空港発 宮崎空港着）に乗務予定の機長が、入社時（6 時 00 分頃）のアルコール検査にて陽性反応があったことから、別の機長に交替して 17 分遅延し、当該乗務交替に伴い、他の 4 便において最大 104 分の遅延が発生した旨、同日に貴社から航空局に報告があった。

国土交通省は、貴社からの報告後直ちに事実関係の調査及び法令遵守の徹底を指示し、また、同月 4 日に航空局長から貴社に対して、事実関係の調査及び再発防止策を同月 18 日までに報告するよう改めて指示した。

当該指示を踏まえ、貴社より、同月 18 日に当該調査結果及び再発防止策に係る報告書の提出があった。

これらの報告された事実を受け、航空法（昭和 27 年法律第 231 号。以下「法」という。）第 134 条に基づく報告徴収を実施した結果、下記 1. 記載のとおり的事実（以下「本件事実」という。）が認められた。

本件事実において、下記 2. 記載のとおり、法第 104 条第 1 項に違反する行為が認められた。

このため、下記 3. に掲げる措置を速やかに講ずるよう業務の改善を勧告する。

講じた措置については、平成 31 年 2 月 22 日までに報告されたい。

### 記

#### 1. 運航乗務員が運航規程に基づかない飲酒を行った事実等

- (1) 運航乗務員は、運航規程（法第 104 条第 1 項に基づき国土交通大臣の認可を受けて貴社が定めた運航規程をいう。以下同じ。）において求められる乗務開始 12 時間前を超えて飲酒してはならなかったが、貴社所属の機長（当時）は、平成 31 年 1 月 2 日、翌日の ANA501 便の乗務開始前 12 時間である時刻（19 時 10 分）を過ぎても飲酒を続けていたこと、翌日の乗務前に実施したアルコール感知器による検査でアルコール反応が検出されるまでに過度な飲酒を行った。
- (2) 上記（1）について、貴社所属の機長（当時）及び同日の飲酒に同席していた貴社所属の副操縦士は、両者が同乗する予定である翌日の ANA501 便の乗務開始前 12 時間である時刻（19 時 10 分）を過ぎても当該機長が飲酒を続けていたことを知りながら、同月 3 日までに会社に事実関係を報告しなかった。
- (3) 貴社所属の機長（当時）は、当該便の副操縦士に依頼し、会社の聴取において当該副操縦士と口裏を合わせ虚偽の説明をして隠蔽を図ろうとした。また、当該副操縦士は、当該機長からの依頼を受けて、会社の聴取において当該機長と口裏を合わせ虚偽の説明をして隠蔽を図ろうとした。
- (4) 貴社は、平成 30 年 10 月 25 日、ANA1762 便に乗務予定であった貴社所属の機長（当時）が、前日の過度な飲酒に起因する体調不良により乗務不可であることを自ら申し出たため、別の機長と交代することとなり、当該機長が同日に乗務予定であった 5 便に遅延を発生させた事案に関して、

「運航乗務員の不適切な行為及び不十分な安全管理体制について(嚴重注意)」(平成 30 年 12 月 21 日付、国官参事第 1053 号)を行っていたにも関わらず、同様の事案を繰り返し発生させた。

- (5) 平成 30 年 10 月 25 日に発生した、貴社所属の機長(当時)による飲酒に起因する不適切事案等を受けて、国土交通省航空局から定期航空運送事業者に対し「飲酒に関する航空法等の遵守の徹底について」(平成 30 年 11 月 1 日付、国官参事第 800 号)及び「運航乗務員に対する乗務前の飲酒に関する管理の強化等の指示について」(平成 30 年 11 月 29 日付、国官参事第 921 号)を指示している中、同様の事案を発生させた。

## 2. 違反行為等の認定

### ○ 法第 104 条第 1 項に違反する行為等

上記 1. に記載の事実によれば、貴社所属の運航乗務員(機長、当時)が運航規程に基づかない飲酒を行ったこと(上記 1. (1))、飲酒問題に対する原因究明や実効性のある再発防止策の構築が十分に行われていなかったこと(上記 1. (5))、平成 30 年 12 月 21 日付で嚴重注意を受けていたにもかかわらず、改善への取組みが十分に行われていなかったこと(上記 1. (4))が認められる。従って、上記 1.

(1)の行為は法第 104 条第 1 項に違反するものであると認められる。また、上記 1. (2)、(3)、(4)及び(5)の行為は、貴社の安全管理体制が十分に機能していないことが認められる。

これらの違反行為等は、運航乗務員が航空業務を正常に実施できないおそれがあり、航空機の運航の安全性に影響を及ぼしかねず安全上重大な問題であるとともに、航空安全に対する国民の信頼を損ない社会的にも大きな影響を及ぼすこととなった。

さらに、昨年 12 月 21 日に嚴重注意を受けているにもかかわらず、同様の事案を繰り返したことは、これらの違反行為等が安全上重大な問題であるという認識や法令遵守への意識が組織的に欠如していると言わざるを得ない。

## 3. 講ずべき措置

航空運送事業者は、航空の安全を確保することが最大の使命であり、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。

しかしながら、上記 2. のとおり、今般、貴社において航空の安全に影響を及ぼす違反行為が繰り返し認められたところであり、かつ、貴社自らが問題点を調査し原因を究明した上で、適切に再発防止策を講じるための安全管理システムが十分に機能していないことが認められる。

航空の安全を確保するためには、航空運送事業者が定める安全方針の達成に向けて、安全管理システムを統括する安全統括管理者を中心として、各部門及び全従業員が一丸となって取り組むことが必要である。このため、貴社における、航空の安全を確保するための安全管理システムの再構築等を求めるため、以下の措置を講じることを勧告する。

### ○ 飲酒対策の抜本的な再構築

飲酒対策を安全管理システムの一つとして位置づけ、安全統括管理者のもと役割分担、責任を明確化するとともに、各課題において貴社自らが問題点を見つけ、改善する仕組みを再構築すること。また、全社員に対して飲酒に関する安全意識の再徹底並びに法令及び規程等の遵守に係る教育を行うこと。

さらに、貴社が平成 31 年 1 月 18 日に提出された報告書に記載された再発防止策の見直しを行うとともに過去の飲酒に係る不適切事案を調査し、追加的な措置も含めて再発防止策を講じること。また、それら再発防止策の進捗状況を適切に管理すること。

以上

## 処 分 書

ANAウイングス株式会社 元機長 あて

貴殿に対し、次のとおり処分する。

### 主 文

航空法第 3 0 条（昭和 2 7 年法律第 2 3 1 号）の規定に基づき、平成 3 1 年 2 月 1 日から平成 3 2 年 1 月 3 1 日までの 1 年間、航空業務の停止を命ずる。

### 理 由

平成 3 1 年 1 月 3 日の ANA 5 0 1 便に機長として乗務予定だった貴殿は、当該便に乗務予定の副操縦士と乗務前日に飲食をともにした際、航空法第 1 0 4 条第 1 項の規定に基づき認可された ANA ウイングス株式会社の運航規程により乗務開始前 1 2 時間以内に飲酒した場合に乗務が禁止されていることを認識しながら、飲酒制限時間を超えて過度な飲酒を行った。貴殿は当該便に乗務しようとしたが、乗務前のアルコール検査で陽性反応があったため、乗員交替により当該便を含む計 5 便が遅延した。会社の検査体制が万一適切に機能しなかった場合にはアルコールの影響により航空機の正常な運航ができない状態で乗務して航空安全に重大な支障を及ぼした可能性がある。

また、貴殿は、当該便の副操縦士に依頼し、会社の聴取において当該副操縦士と口裏を合わせ虚偽の説明をして隠蔽を図ろうとした。

昨今飲酒に起因する不適切な事案が連続して発生して厳しい目が向けられている状況の中で、特に昨年 1 0 月の飲酒事案を受けて同社が嚴重注意（平成 3 0 年 1 2 月 2 1 日付国官参事第 1 0 5 3 号）を受けていたにもかかわらず、同社に所属する機長という立場にありながら、飲酒時間や飲酒量を適切に管理せず飲酒事案を再発させ、さらに、事案発生後も副操縦士と口裏を合わせ虚偽の説明をして隠蔽を図ろうとしたことは、航空法第 3 0 条第 2 号に規定する航空従事者としての職務を行うに当たっての非行に該当するとともに、航空安全に対する国民の信頼を損ねた極めて重大かつ悪質な行為であった。

平成 3 1 年 2 月 1 日

国土交通大臣 石井 啓一

## 教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国土交通大臣に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

## 処 分 書

ANAウイングス株式会社 副操縦士 あて

貴殿に対し、次のとおり処分する。

### 主 文

航空法（昭和 2 7 年法律第 2 3 1 号）第 3 0 条の規定に基づき、平成 3 1 年 2 月 1 日から平成 3 1 年 2 月 1 0 日までの 1 0 日間、航空業務の停止を命ずる。

### 理 由

平成 3 1 年 1 月 3 日の ANA 5 0 1 便に副操縦士として乗務予定だった貴殿は、当該便に乗務予定の機長と乗務前日に飲食をともにした際、航空法第 1 0 4 条第 1 項の規定に基づき認可された ANAウイングス株式会社の運航規程により乗務開始前 1 2 時間以内に飲酒した場合に乗務が禁止されていることを認識しながら、当該機長が飲酒制限時間を超えて飲酒を続けたことを結果として黙認し、当該機長が当該便に乗務しようとしていたにもかかわらず、事前に会社に報告するなどの適切な対応をとらなかった。当該機長は乗務前のアルコール検査で陽性反応があり乗員交替により当該便を含む計 5 便が遅延したが、会社の検査体制が万一適切に機能しなかった場合には、当該機長がアルコールの影響により航空機の正常な運航ができない状態で乗務して航空安全に重大な支障を及ぼした可能性がある。

また、貴殿は、当該機長からの依頼を受けて、会社の聴取において当該機長と口裏を合わせ虚偽の説明をして隠蔽を図ろうとした。

昨今飲酒に起因する不適切な事案が連続して発生して厳しい目が向けられている状況の中で、特に昨年 1 0 月の飲酒事案を受けて同社が嚴重注意（平成 3 0 年 1 2 月 2 1 日付国官参事第 1 0 5 3 号）を受けていたにもかかわらず、主体的な役割を果たしたわけではないものの、同社に所属する副操縦士が重大かつ悪質な飲酒事案の再発に荷担したことは、極めて不適切であり、航空安全に対する国民の信頼を損ねることとなったことから、航空法第 3 0 条第 2 号に規定する航空従事者としての職務を行うに当たっての非行に該当する。

平成 3 1 年 2 月 1 日

国土交通大臣 石井 啓一

## 教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国土交通大臣に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。